

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 29 号

平成 24 年 7 月

北見市租税教育推進懇話会

一学期がもうすぐ終わり、子どもたちが待っている夏休みが始まりますね！

今年は、なかなか暑くならず夏を感じられずにいる人も多いのではないのでしょうか？

6月21日、夏至にあたるこの日の北見地方の気温は、平年より9.4度低い12.3度でした。(ブルッ)

6月も月末になりやっと暑くなってきた感じはしますが、札幌管区气象台によると北海道の7～9月の気温の長期予報は、平年並みで推移し、猛暑の可能性は低いとの発表でした。

例年になく北海道での猛暑がないとの予報ですから、北海道の電力需給対策・節電7%以上というのは冷房を使わなくてもすむ状況であると達成できるかもしれませんね！

また、北海道の「涼しさ」をアピールして、今年も暑い都会（関東・関西など）を離れて「北海道体験移住・ちょっと暮らし」と題して、7月～9月北海道で避暑生活をしてみませんかと募集をしています。

去年は、北海道61市町村に1,517名がすごしたそうです。

特に「涼しさ」を最大のセールスにしている釧路では、夏の2週間をクーラー要らずの釧路ですぐすと節電15%は楽々達成できると関西圏におすすめしているそうです。去年、釧路市ですごした人は123名で道内1位に輝いたとのこと。

ところで、避暑といえば、昔から別荘ですぐすというのに私は憧れていますが、別荘地の一つとして有名な熱海市では、別荘を所有している人に課税しているそうです。

そこで、今回は熱海市の「別荘等所有税」についてです。



「別荘等所有税」

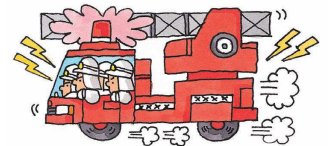
～

【熱海市HPIほかより】

Q 熱海市には別荘等所有税があるのか？

A リゾートマンションや別荘が多く建設されることにより、ごみ処理、消防、上下水道や道路の整備などに対する需要が増大したが、別荘等の所有者は熱海市に住民登録しておらず、市民税の所得割が課税されない。そこで、別荘等の所有者によってもたらされた財政需要に相当する税収を得るため、昭和51年に別荘等所有税（法定外普通税）が導入されました。

※ 法定外普通税とは、地方自治体が一般経費に充てるために、地方税法に定められていない税目を条例で定めて設ける税をいいます。



Q 税率は、いくら？

A 延べ床面積1㎡につき年額650円です。

※ 別荘等の所有者（熱海市非居住者）には、このほか、固定資産税が課税されます。

別荘等所有税の平成21年度の税収は、5億57百万円だそうです。

ちなみに熱海市の税収(平成21年度)は、105億円弱ですから、別荘等所有税は5.3%を占めていることになります。

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

○ 租税教室（出前授業）にて、児童・生徒からの質問事項（第5回） ～ （国税庁HP・総務省HPほか）

Q 「電源開発促進税」と「核燃料税」はどのような税ですか？

そのほかに電気事業者が納付している税金はありますか？

A 「電源開発促進税」は、**電源開発促進税法**に規定されている国税です。

納税義務者は一般電気事業者で、販売する電気（自ら使用する電気を含む。）が課税対象、税率は1,000kwhにつき375円、毎月申告し納付するというものです。

平成21年度の納付税額は、全国で約3,276億円、北海道は約118億円です。

「核燃料税」は、北海道が条例により定めている法定外普通税です。

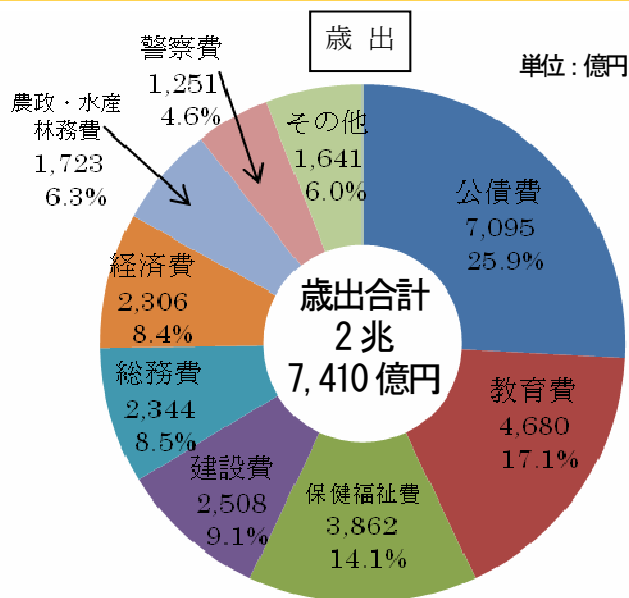
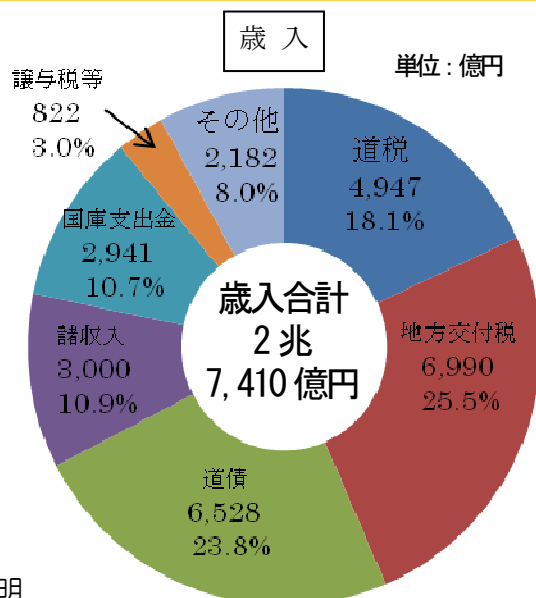
納税義務者は発電用電子炉の設置者で、発電用電子炉へ核燃料を挿入した時に課税され、税率は挿入した核燃料の価額の12%、挿入した日から2月を経過する日の属する月末までに申告し納付するというものです。

平成21年度の納付税額は、北海道で約17億円です。

そのほかに納付している税金は、一般の法人と同じで、国税は法人税・消費税・印紙税など、
地方税は事業税・固定資産税・事業所税などがあります。



○ 北海道の平成24年度一般会計予算(当初予算)



※ 説明

道 税～道民の皆さんや企業からの税
地方交付税～国から交付される地方共有の税
道 債～借入金
国庫支出金～使いみちが決められている国からの交付金
譲与税等～国が地方に代わって集めた税

公 債 費～借入金の返済
教 育 費～教育のために使用する費用
保健福祉費～保健や福祉のために使用する費用
建 設 費～道路や河川などのために使用する費用
総 務 費～職員の給料などの費用
農政水産林務費～農林水産業のために使用する費用
警 察 費～警察の仕事のために使用する費用

租税教室のお知らせ

租税教育推進懇話会では、次代を担う児童・生徒の皆さんに、税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、学校のお手伝いとして、税務署の職員などを講師として租税教室を開催しています。

申し込みや租税教室についてのご質問などは、**北見税務署 税務広報広聴官**にご連絡ください。

なお、講師派遣に関する費用は一切かかりません。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官
加 賀 貢
北見市青葉町3番1号
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』
など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。